

令和8年度第1回酒田市公文書等管理委員会 議事概要

- ・ 日 時／令和8年5月22日（金） 午前10時00分～11時00分
- ・ 場 所／総合文化センター4階 410号室
- ・ 出席者／委 員 田中委員長、門松委員、中山委員
事務局 総務課 : 加藤課長、阿彦補佐、佐藤主査、丸藤主任
文化政策課 : 岩浪調査員

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

（田中委員長）

それでは、次第にしたがって報告事項に入る。

（丸藤主任）

資料1「新たに特定歴史公文書となった文書」から、資料4「令和6年度に作成・取得した文書のうち1年保存で廃棄した文書」までは、今年2月に開催された委員会において、それぞれ「特定歴史公文書扱い予定の文書」「廃棄予定の文書」「行政資料に移行予定の文書」として提示したリストと同一のものである。

これらは2月の会議で協議事項として挙げたものであるが、今年度に入ってから予定どおりに移管と廃棄を行ったことを報告する。

（1）新たに特定歴史公文書となった文書

（中山委員）

箱番号1407の時習学校について、これは非常に珍しい明治期のもので、八幡以外では今まで見たことがない。

（岩浪調査員）

一條小学校から移管されたものである。

（中山委員）

非常に興味を引いた。今でいえば、小学校から中学校の年代の子供たちが昔の寺子屋の中で学んだのかどうか、興味関心を持った。これが特定歴史公文書になったのは酒田市の財産だと思う。

（田中委員長）

浜田小学校の校長室にも昔の文書があった。浜田小学校も校長が変わったので、ぜひもう一度移管するよう働きかけてほしい。

(2) 特定歴史公文書から行政資料に移行した文書

《意見なし》

(3) 特定歴史公文書とならず廃棄した文書

(田中委員長)

松山町の議決書謄本については、正本があるということか。

(岩浪調査員)

正本があり、これはあくまで謄本である。

(4) 令和6年度に作成・取得した文書のうち1年保存で廃棄した文書

(田中委員長)

資料4の1年保存で廃棄した文書だが、これは既に廃棄したということか。

(丸藤主任)

廃棄した。

(田中委員長)

P3の124「介護保険運営協議会」や126の「国保運営協議会」は廃棄してよいのか。

(丸藤主任)

あくまで1年保存文書なので、事務連絡だとかそういう類のもののはずだ。

(加藤課長)

所管が健康課になっているので、会議主催課としての文書ではなく、会議に参加した課の文書なのではないか。

(田中委員長)

P34の1556「クマ出沒報告書」は廃棄してよいのか。

(佐藤主査)

すべてデータとして保存しているので問題ない。

(丸藤主任)

これらに関しては、2月の会議で廃棄予定としてリストを出しており、その後は4月最終週までに廃棄している。令和7年度分からの話になるが、もしこのリストに疑義がある場合、3月までに申し出ていただければ、原本確認してお伝えすることができる。

(田中委員長)

2月はあくまで予定という話だったが、実際の廃棄の時期として、この会議の後に捨てるというのはダメなのか。

(丸藤主任)

3月末に完結した後、いつまでに廃棄するという期限は決まっていない。

しかし、置き場所の都合上、すぐに捨てないと新しい文書を入れるスペースが開かないということもあり、4月中に捨てている。それもあって2月の会議で廃棄の予定を示している。

(5) 令和7年度特定歴史公文書利用制度の実施状況

(丸藤主任)

資料に記載のとおり、令和7年度は7件の利用請求があった。このうち3件が同じ方からの請求なので、制度利用者は5名となる。利用対象の文書は資料に記載のとおりで、一部の個人情報については非公開となった。

参考までに昨年度と比較すると、昨年度は20件の請求があったが、うち15件分が1名によるもの、3件分が1名によるものと請求者が重複しており、制度利用者は4名であった。請求件数としては大きく減だが、請求者数としては微増しているので、総合すると利用状況は横ばいであると捉えている。

なお、今年度の話だが、5月に県外の大学生から、満州に渡航した方に関する資料の利用請求があった。卒論などの学術研究のための利用であると推測されるが、このような若い方に制度を利用していただけるのは非常に良い傾向であると考えている。

(田中委員長)

一部利用の基準について、3番は80年、4番は110年、6番が50年とある。前は110年と説明を受けた記憶があるが。

(丸藤主任)

後ほどの議題の資料であるが、左上にその他と書いてある資料の後ろに、利用請求の審査基準を付けている。特定歴史公文書に独特の考え方として、時の経過の概念を審査基準に取り入れることとなっている。個人情報の内容によって、それぞれ50年経過、80年経過、110年経過すれば公開してよいという様に区分している。例えば、国籍や思想信仰であれば80年以上、禁錮以上の犯罪歴や重大な遺伝性疾患については110年以上経過しないと公開できないと規定している。

(門松委員)

3番4番6番を請求された方、これはパーソナルヒストリーというか、何か一家の歴史を追っているのか。

(岩浪調査員)

この方の場合、八幡の升田地区全域の方々の動きを追っている方で、升田から酒田に出てきた方々を追いかけているようだ。

(中山委員)

請求の仕方について、保存期間が30年に満たない、様々な行政の資料請求については、特定歴史公文書利用請求ではなくて公文書公開請求という形になるのか。

(丸藤主任)

特定歴史公文書として移管されるまでは、まだ市役所で保有しているという形になるので、通常の公文書公開請求で扱う。

(中山委員)

30年が経過するまではということか。

(丸藤主任)

特定歴史公文書として移管されるまでである。特定歴史公文書として移管される文書は30年以上経過したものとは限らず、例えば10年保存のものであっても、重要な文書であれば廃棄せずに特定歴史公文書として移管するということが、制度上はあり得る。

(田中委員長)

この別表の50年・80年・110年については、文書作成の日から計算するのか。

(丸藤主任)

文書の作成又は取得の日から何年と計算する。

(田中委員長)

私の履歴書は市役所にあるが、もう十何年すると公開対象になってしまうのか。特定歴史公文書として引き継いでいないかもしれないが。

(丸藤主任)

履歴書等の人事関係文書については、特定歴史公文書として移管したことはなく、おそらく常用文書として保存年数の計算がされていない状態になっていると思われる。仮に特定歴史公文書として移管された場合、全ての情報とはならないまでも、一部の情報は公開されることになると思われる。

(田中委員長)

この表は、50年経過したら見せられるということか。

(丸藤主任)

そうだ。

(田中委員長)

私が採用されたときの評定があると思うが、仮に特定歴史公文書になった場合、50年以上したら採用選考状況を公開するということか。

(丸藤主任)

制度上はそうなるが、そもそも特定歴史公文書にあたらぬとして移管されない可能性もある。また、移管するときに実施機関の意見を付することができる制度があり、この情報については公開するべきではないといった意見が付された場合、非公開となる可能性はある。

(田中委員長)

非公開部分について、請求者は納得しているのか。

(岩浪調査員)

それについては特にクレームはない。

(田中委員長)

報告事項については以上とする。

4 協 議

(1) 特定歴史公文書から行政資料に移行する文書について

(丸藤主任)

特定歴史公文書の目録に登録されている文書において、当時の市の刊行物やパンフレットであったりする物が確認されたため、特定歴史公文書から行政資料へ移行する文書の一覧である。これらは、今年2月に開催された委員会の後に、行政資料へ移行すべきことが判明したものであり、今回の委員会でその是非を伺うものである。

(門松委員)

行政資料に移行するからといって、即廃棄とかそういうことではなく、要は所管が変わるだけということか。

(丸藤主任)

そうだ。

(岩浪調査員)

行政資料になると閲覧のハードルが低くなる。閲覧時に紙を1枚書いてもらう必要はあるが、そこに審査は入らない。また、特定歴史公文書の利用請求であれば、申請から公開まで2週間程度かかることがあるが、行政資料の場合は即時閲覧が可能であるため、そういう意味ではより利用しやすい環境に移ることになる。

(田中委員長)

これも一覧表があるのか。

(岩浪調査員)

データベースに全部入っており、エクセルの一覧表もある。

(田中委員長)

提案のとおりで承認する。

5 その他

(丸藤主任)

本来であれば報告のところにに入れるべきものではあるが、次第の作成後に浮上した案件であったため、その他案件として説明する。

5月10日に学籍簿の利用請求があった。請求目的は、ある特定の地域の、特定の姓の方に関する研究をするためということであった。

特定歴史公文書の利用請求については条例及び審査基準に基づいて対応しており、結論からいうと全部公開ということになる。学籍簿については過去の委員会で議論になった経緯があったため、個別に報告する。

なお、この学籍簿自体は最近移管されたものではなく、元々酒田市立資料館に保管されていたものである。

《実物を回覧して内容を確認》

(丸藤主任)

特定歴史公文書の公開請求は、基本的には一般の公文書公開請求と同じ考え方で、利用の可否を判断するので、原則として個人情報是非公開となる。そのため、

仮に現在学校で保管されている学籍簿の公文書公開請求があったとしても、それは非公開となる。

ただし、特定歴史公文書の場合は、条例において時の経過を考慮すると規定されている。その具体的な判断基準として、酒田市では審査基準を設けており、国際的なルールである30年ルール、つまり原則として非公開とするのは文書の作成から30年までであって、30年を超えたら隠さないというのが基本的な考え方となる。

それでもなお非公開とすべき重要な個人情報については、先ほど見ていただいた表の50年・80年・110年の区分に応じて、一定年数が経過しないと公開できないというルールとなっている。これは国立公文書館における審査基準と同様であり、酒田市で審査基準を作るときに、国立公文書館のものを参考にした経緯がある。

請求対象の学籍簿には、氏名、住所、学業成績、身長、病気欄などがあるが、いずれの学籍簿も当該文書の作成の日から80年以上が経過しており、最も新しい学籍簿でも取得又は作成の日から108年以上が経過していた。このことから、こちらの個人情報に関しては公開をしてもその個人の権利利益を害するおそれがないものとして、利用制限の対象外となる。

(田中委員長)

具体的にどういう請求だったのか。

(岩浪調査員)

今回の方は升田地区のことを調べている方で、升田に多い村上という名字の方がどれだけ酒田に入ってきているかということ、明治大正の学籍簿から探りたいということであった。

(門松委員)

特定の地域で特定の姓となったときに、被差別部落由来の姓とかがあるので、そういう人を調査するのが目的であれば問題があるのではないかと気になっていた。そういったところの背景を洗うのではなく、地域に多い姓の方について、いわゆる農村地域から都市部への人口移動みたいのがあったことを探るといふことなのか。

(岩浪調査員)

その通りだ。結構その村上姓の方が酒田に流入しているらしく、そこを知りたいらしい。

(中山委員)

私も門松先生と同じ立場である。平成3～4年の国体のときに、各地域から部落という立札看板を全部撤去した。関東以西の地域と私達とで、部落という言葉に対するイメージが全然違う。あわせて、私が現職のときの古い時代の職員名簿の中には出自を書く、いわゆる門地を書く欄があった。平民とか士族とか、あるいはそれ以外の空欄は一体何だろうっていうところもあった。だからそういうところが果たしてどこまで保護されるべきか、むしろ研究者によってはそこを研究

したいという人もいるのかもしれない。そこの判断というのは、これを開示していく上では非常に難しい判断になると思う。

(田中委員長)

全部公開というのは、例えばこの村上という部分だけを見せるのか。

(丸藤主任)

調査員が立ち会った上でその部分を見せる。

(岩浪調査員)

村上姓のページだけ付箋を付けておいて、そこだけ開いて見せる。

(丸藤主任)

補足をすると、別表の右の欄はあくまで例示であり、非公開とすべきとされているのはあくまで左の欄である。左の欄の「権利利益を害するおそれがあると認められるもの」の例示として、右の欄の各情報が挙げられている。そのため、例えば通常の出身地であれば、比較的短い期間の経過で公開対象となるが、被差別部落だとかが関連してくると、公開することにより本人やその遺族の権利利益の侵害になりうる場合もあるので、110年を超える適切な年というところの基準が採用されることも十分考えられることではある。請求の都度、内容に応じて適切に対応する。

(門松委員)

その場合、出身地域や職業などを一律にマスクしなければならない。ある部分だけがマスクされていた場合、この人がそういう人だってことになってしまっただけは意味がない。資料全体について公開しないといったようなことがおそらく必要になる。だから、明治政府が最初に作った壬申戸籍は、仮に持っていたとしても持っていないと必ず答えることになっている。

(田中委員長)

見せるときにちょっと気を付けないといけないのは確か。

(丸藤主任)

今回のケースでは、村上姓以外の部分を見たいとしても全部公開になるので、一応は村上姓に付箋をつけたところだけを見せるが、それ以外の部分をあえて隠す必要も特にはないと考えている。

(田中委員長)

公開をするのはしょうがない。でも見せるときは気を付けないといけない。

(丸藤主任)

特定歴史公文書として移管されると、どうしても公開が前提となってしまうので、今後受け入れるときは、実施機関にこういう情報は開けないでくださいというような意見を付してもらおうというような運用も考えられる。

(門松委員)

審査の段階で、ここの部分は公開しませんということではできないのか。

(丸藤主任)

制度上できない。非公開とする根拠がないので、条例と審査基準に基づいてや

る限りは公開することになる。

(岩浪調査員)

こういう資料があるということ自体が今まで知られてなかったが、仮にこれが知られると、もしかすると需要があるかもしれない。特にその有名人の方の子供時代の名前が出てくるのが結構あるので、この方はここに住んでいてそういう家族構成だったんだなというような。

(田中委員長)

その他、何かあるか。

(中山委員)

いまのような難しい問題が出たときは、それぞれの文書を所管していた部署に対して、これを公開してよいかという問い合わせをしているのか。

(丸藤主任)

原則としてはしていない。文書の解釈、例えばこれがどういう情報かわからないときに聞くことはあるが、公開・非公開の判断を照会することはない。逆に、隠してほしいと言われても隠せないこともある。

(中山委員)

個人情報には、いわゆる死者の人格の尊厳という問題もある。それをどこまで公開すべきか、国立公文書館の事例などと照らし合わせながら、私達も整理していかなければならない。

6 閉 会